

狩猟入林届(銃猟を目的とする入林)

令和 年 月 日

後志

総合振興局長様

届出者 住所	〒 -
届出者 氏名	
電話番号	

入林に当たっての注意事項を了解の上、届出します。

狩猟する 鳥獣名	エゾシカ・ヒグマ・その他() ※該当するものを○で囲ってください。
入林箇所	道有林後志管理区の可猟区域
入林期間	届出年度のエゾシカ等可猟期間まで

次の注意事項を遵守してください。

- 1 入林する際は、狩猟入林証を携帯し、森林室職員等から求められた場合は提示してください。
- 2 事故の未然防止のため、森林室職員等の指示に従ってください。
- 3 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び関係法令を遵守してください。
- 4 狩猟期間中における道民や事業者の安全を確保するため、銃猟立入禁止区域を設定しています。
銃猟立入禁止区域では、「発砲禁止」や「銃猟立入禁止区域図」の看板及びのぼり等の注意標識を設置していますので、その周辺では絶対に発砲しないでください。
- 5 一部の林道を「開放林道」や「狩猟通行路線(期間限定で通行を認める路線)」として狩猟者に開放していますが、それ以外の道路は車両による通行を認めていませんので、通行しないでください。
- 6 銃猟立入禁止区域や通行可能な林道は、最新の銃猟立入禁止区域図や現地に設置された看板等により必ず確認してください。
- 7 通行が可能な林道でも、見通しの悪い場所や整備が十分でない場所があるほか、荒天による路肩の崩壊など予期しない危険が発生している可能性がありますので、十分注意の上、慎重に通行してください。
- 8 一般の狩猟でのスノーモビルの乗り入れは認めていませんので、乗り入れしないでください。
- 9 狩猟後の残滓の放置は、ヒグマを誘引し、人身事故を引き起こす危険性がありますので、必ず回収してください。
- 10 事故等が発生した場合の責任は、入林者自らが負うものとし、北海道は一切の責任を負いません。
- 11 関係法令及び注意事項に反すると、狩猟入林証を返納していただくことがあります。

※決裁権者	※回 議	※担当者	※受理年月日
決定月日		届出番号	

注1：届出内容によっては、来庁をお願いする場合もありますので、余裕を持った日程で届出してください。

[] 内は、全て記入してください。

注2：届出者以外の入林者は別紙入林者名簿に記入してください。

注3：届出者全員の狩猟者登録証の写しを添付してください。

注4：※の欄は記入しないでください。

入林者名簿

	住 所	氏 名	車両番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
備 考			